

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																						
大阪歯科衛生学院専門学校	平成27年4月1日	重塚 悟	〒 532-0011 (住所) 大阪市淀川区西中島3-8-18 (電話) 06-4806-8670																						
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																						
学校法人大原学園	昭和54年4月1日	中本 每彦	〒 101-0065 (住所) 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266																						
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																				
医療	医療専門課程	歯科衛生学科(夜間部)	令和2(2020)年度	-	令和4(2022)年度																				
学科の目的	歯科衛生士に必要な専門知識・技術の習得はもちろんのこと、基本的なマナーや協調性、コミュニケーション能力といった現場で求められる歯科衛生士の資質を身に付けるべく、常に教育精度を高めて参ります。また、社会生活の中で必要とされる立ち振る舞い、挨拶や言葉遣いなどの一般常識、文書作成や電話対応などのビジネス教養など、社会人として必要な常識・教養を兼ね備えた歯科衛生士の育成を目指します。																								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	歯科衛生士学習の養成校として認定されている学科である。よって歯科衛生士試験合格を目指すとともに歯科医院・クリニックへの内定を目指す学科である。																								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																		
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,565 単位時間 - 単位	1,620 単位時間 - 単位	0 単位時間 - 単位	1,110 単位時間 - 単位	0 単位時間 - 単位	0 単位時間 - 単位																		
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																					
120人	91人	0人	0%	1%																					
就職等の状況	■卒業者数(C) : 21人																								
	■就職希望者数(D) : 18人																								
	■就職者数(E) : 18人																								
	■地元就職者数(F) : 15人																								
	■就職率(E/D) : 100%																								
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 83%																								
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 86%																								
	■進学者数 : 0人																								
	■その他																								
	家事手伝い・アルバイト																								
(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)																									
■主な就職先、業界等																									
(令和6年度卒業生) 各種歯科医院																									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載			無																					
	評価団体 :	受審年月 :	評価結果を掲載したホームページURL																						
当該学科のホームページURL	https://www.o-hara.ac.jp/senmon/school/osaka_shika/																								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)																								
	<table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>2,565 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>900 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>900 単位時間</td> </tr> <tr> <td> うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>900 単位時間</td> </tr> <tr> <td> うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>0 単位時間</td> </tr> </table>							総授業時数	2,565 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	900 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間				
	総授業時数	2,565 単位時間																							
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間																							
	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																							
	うち必修授業時数	900 単位時間																							
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間																							
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																							
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																							
	(B: 単位数による算定)																								
<table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td> うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td> うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>- 単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>- 単位</td> </tr> </table>							総単位数	- 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	- 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	- 単位	うち必修単位数	- 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	- 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	- 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位					
総単位数	- 単位																								
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	- 単位																								
うち企業等と連携した演習の単位数	- 単位																								
うち必修単位数	- 単位																								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	- 単位																								
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	- 単位																								
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	- 単位																								
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>12人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	9人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	3人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計		12人
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	9人																							
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	3人																							
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																							
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人																							
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																							
計		12人																							
<table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>10人</td> </tr> </table>							上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	10人																	
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	10人																								

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

①卒業生の主な就業先である歯科医院と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。

②解剖学、生理学、口腔学、病理学、微生物学、薬学、衛生学等についての解説論、改正動向や歯科医院等での実際の取り組みなどの教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。

③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

意思決定の過程について

(ア) 学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ) 委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ) 委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。

(エ) 教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、就職本部、教務部長(課長)が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができ

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年8月30日現在

名前	所属	任期	種別
山口 千里	公益社団法人 大阪府歯科衛生士会 会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31(2年)	①
奥村 信	オクムラ歯科医院 院長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31(2年)	③
重塚 悟	大原学園 大阪校 校長	—	—
吉川 直樹	大原学園 大阪校 教務部長	—	—
星野 洋明	大原学園 大阪校 教務部 保育・歯科衛生課 課長	—	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (8月、11月)

(開催日時(実績))

令和5年度第1回 令和5年8月3日 16:40～17:30

令和5年度第2回 令和5年11月16日 16:40～17:20

令和6年度第1回 令和6年8月1日 16:40～17:30

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会からご意見「学生の将来の幸せを考慮した就職先の選定など」 山口委員

大阪府歯科衛生士会会长として歯科衛生士として幸せな人生を送っていただきたいと考える。本人の特性、性格、ご家庭の事情なども考慮し、慎重な就職活動をお願いしたい。また将来のスキルアップを考慮し、前向きな転職も十分考えられる。国家試験対策など大変重要な時期と考えるが、最初の就職先は今後の人生においても影響があると思う。先生方も大変であるが、引き続き国家試験対策、就職指導をお願いしたい。

活用状況

就職活動の一環として元大原学園関西就職責任者より各学年に就職に関するセミナーを実施している。「幸せな就職」を実現するため求人票の見方、福利厚生、社会保険等、より具体的なセミナーを実施している。また3年次に卒業生による就職活動セミナーを実施している国家試験対策期と就職活動の両立を卒業生自身の体験を基にセミナーの展開をしている。委員からのご意見の活用により現段階では順調な就職成果が残せている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ①歯科衛生士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、歯科診療施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行なう。
- ②歯科診療施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
- ③歯科診療施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを歯科診療施設等での実務の視点から評価を仰ぐ。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

職業実践の趣旨をご説明し、ご理解頂いたうえで、歯科診療施設等に臨地実習(臨床実習を含む)受け入れ依頼を行い、臨地実習(臨床実習を含む)受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、授業法方法や目標到達点、学生の習熟状況の評価など下記の4点について連携を行っている。

- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による施設訪問
- ④ 実習修了時の学生の学修成果の評価

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企 業 連 携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨地実習 I	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	歯科医療への理解、歯科衛生士の職務、関連職員との連携等への理解を深め実践力を高める。また歯科診療施設の機能と歯科衛生士の職務、関連職員との連携について理解を深める。また、現場で直接学べる貴重な時間であることを意識し、実践を通じて歯科診療の内容や記録の重要性への理解を深める機会とする。 実習終了後は実習指導者より実習評価表により成績評価を受ける。	ゆたに歯科クリニック はやし歯科医院 じんや歯科クリニック むらまつ歯科クリニック その他
臨地実習 II	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	臨床実習 I に引き続き、更に歯科医療への理解、歯科衛生士の職務、関連職員との連携等への理解を深め応用的な実践力を高める。また大学病院等での臨床実習、高齢者福祉施設、小学校、中学校、特別支援学校、児童福祉施設などで歯科保健指導実習を行いより高度な実践力を身につける。 実習終了後は実習指導者より実習評価表により成績評価を受ける。	大阪大学医学部附属病院 大阪市立大学附属病院 兵庫医科歯科大学附属病院 大阪府済生会中津病院 その他

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。

「大原学園教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示又は本人の意思により、下記に示した研修を公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。

①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修

②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施

③大阪府(関連団体等を含む)主催の実践的な知識・指導スキル向上研修

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：歯科衛生士教育におけるICT機器の利活用

連携企業等：近畿北陸地区歯科衛生士教育協議会

期間：令和5年7月28日(金)

対象：当学科教員

内容
歯科衛生士を養成するために必要な教育上の諸問題について、研究、協議を行うと共に、専任教員の資質向上をはかり、歯科衛生士養成教育の充実発展のため「歯科衛生士教育におけるICT機器の利活用」の情報交換に努め、専攻分野の実務に関する知識力を深めることにつながった。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名：要支援学生の就職支援～多様性を活かすには～

連携企業等：大阪府 商工労働部 雇用推進室

期間：令和5年12月11日(月)

対象：当学科教員

内容
要支援学生を社会人につなげていくためにの環境づくりと支援体制を学び学生指導力の向上につなげた。
具体例として大学に在籍する要支援学生の解説、発達障がいの特性と適職の紹介、要支援学生のジョブマッチングの成功事例を学んだ。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：歯科衛生士業務の多様化における働き方
～病院歯科での歯科衛生士の役割とは～

連携企業等：株式会社 松風

期間：令和6年8月19日(月)

対象：当学科教員

内容
病院歯科と一般歯科診療所との歯科衛生士業務の違いや、有病者への口腔ケア時に必要な基礎知識を知り、今後の社会的ニーズについて理解を深め、専攻分野の実務に関する知識力の向上につながった。
病院歯科、歯科口腔外科等での歯科衛生士の役割について理解を深めることができた。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名：入学合格者の学習力向上に寄与する-入学前教育プログ
ラム-

連携企業等：株式会社進研アド

期間：令和6年7月2日(火)

対象：当学科教員

内容
事前課題の提示による入学生のモチベーション維持について、モチベーション維持、継続学習の習慣づけについて入学前の不安の払拭、学ぶ意欲の喚起、学ぶ姿勢など入学後に必要な基礎学力の習得について学び、学生指導力向上につなげることができた。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①理念・目的・育成人材像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2)学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での待遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3)教育活動	①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向付けられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4)学修成果	①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5)学生支援	①就職に関する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援が全体的に整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。
(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。

(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。
(8)財務	①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行われているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11)国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

実学教育と人格育成教育を盛り込んだ教育ストーリーのブラッシュアップを図り、多くの学生が就職先の特性に合った技能を身につけることができた。更なる資格要件を満たす教員確保と定着率の向上を目指し、採用ありきではなく入社後の環境づくりが大切ではないかとの助言をいただく。職位に關係なく多角度、多様的なコミュニケーション手法を検討している。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任 期	種 別
山下 憲子	ふたば社会保険労務士法人 社員	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
山田 元	社会福祉法人博光福祉会 幼保連携型認定こども園宮前つばさ幼稚園 園長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
吉田 知弘	税理士法人エム・アンド・アイ 税理士	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
山邊 泰匡	山邊公認会計士事務所 代表公認会計士	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
伴 弘子	イオンリテール株式会社 近畿. カンパニー 教育部長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
奥村 信	オクムラ歯科医院 院長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
重永 拓郎	しげなが歯科・矯正歯科 院長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
菅原 次郎	社会医療法人 協和会 加納総合病院	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのためには、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。

③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①概要 ②教育方針 ③沿革
(2)各学科等の教育	①入学定員 ②受入方針 ③進級の認定 ④卒業の認定 ⑤称号の授与 ⑥目標とする試験 ⑦主たる試験の合格実績 ⑧卒業生の進路
(3)教職員	①教職員数 ②教職員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6)学生の生活支援	①完全担任制 ②就職教育
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、授業减免等
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	留学生の受入
(11)その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

授業科目等の概要

(医療専門課程歯科衛生学科(夜間部))												
必修	分類		授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		場所	教員	企業等との連携
	選択必修	自由選択						講義	演習			
1	○		生命の科学(生物)	医学の基礎である生命活動の基礎的仕組みを学び「生化学」「生理学」の学習につなげていく	1前後	15	1	○		○		○
2	○		化学	化学の基本的な知識を理解し専門基礎の「生化学」「生理学」の学習につなげていく	1前後	30	2	○		○		○
3	○		生活文化論Ⅰ	基本的な社会学について理解し近年の社会問題等について考えることができるようにしていく	1前後	15	1	○		○		○
4	○		生活文化論Ⅱ	基本的な社会学の考え方から生命科学と医療倫理の基本的な問題点をとらえていくようとする	2前後	15	1	○		○		○
5	○		人間関係論Ⅰ	心理検査の体験などを通じて自分自身を理解し見つめていく	1前後	15	1	○		○		○
6	○		人間関係論Ⅱ	自分自身を理解しさらに患者さんの心理世界への理解へとつなげていく	2前後	15	1	○	△	○		○
7	○		情報処理	PCの基本的な原理と操作方法、情報セキュリティ等の重要性を理解する	1前後	30	2	△		○	○	○
8	○		英語	英語の基礎を理解し歯科診療の様々な場面で役に立つ英語表現法を習得する	1前後	15	1	○		○		○
9	○		解剖・組織発生学	人体の構造、組織に関する基本的知識について習得する	1前後	30	2	○		○		○
10	○		生理・口腔生理学	人体の機能、構成成分に関する基本的知識について習得する	1前後	30	2	○		○		○
11	○		口腔解剖学Ⅰ	歯、口腔の構造及びその周囲組織、機能組成に関する基本的知識について習得する	1前後	30	2	○		○		○
12	○		口腔解剖学Ⅱ	歯、口腔の構造及びその周囲組織、機能組成に関する基本的知識について習得する	3前後	15	1	○		○		○

13	○		生化学・栄養学	人体の栄養摂取の成り立ちと五大栄養素について学び「食事療法」の学習へつなげていく	1 前後	30	2	○			○			○
14	○		病理学・口腔病理学	病因と病態及び口腔領域の先天異常についての知識を習得する	1 前後	30	2	○			○			○
15	○		微生物学・口腔微生物学	感染と免疫と生体との関連についての基礎知識を習得する	1 前後	30	2	○			○			○
16	○		薬理学・口腔薬理学	薬物についての基礎知識及び薬物が及ぼす生体への作用等の知識を習得する	1 前後	30	2	○			○			○
17	○		衛生学・公衆衛生学	環境・社会と歯科口腔保健との関連性について習得する	1 前後	30	2	○			○			○
18	○		口腔衛生学	歯と口腔の疾病異常の予防と健康増進についての知識を習得する	1 前後	30	2	○			○			○
19	○		地域歯科保健・歯科保健統計	疫学と歯科保健統計及び地域歯科保健活動に関する基本的知識について習得する	2 前後	30	2	○	△		○			○
20	○		衛生行政・社会保障	歯科衛生士として必要となる関連法規と制度についての知識を習得する	3 前	30	2	○			○			○
21	○		歯科衛生士概論	歯科衛生士業務を実践するために必要な考え方、医療倫理、医療安全管理及びチーム医療についての知識を習得する	1 前後	30	2	○			○			○
22	○		歯科保存学	歯の硬組織疾患の種類と原因とその治療法についての知識を習得する	1 前後	30	1	○		△	○			○
23	○		歯内療法学	歯、歯髄の疾患と原因とその治療法についての知識を習得する	1 前後	30	1	○		△	○			○
24	○		歯周治療学	歯周組織の疾患とその原因、治療法及びメンテナンスについての知識を習得する	1 前後	30	1	○			○			○
25	○		歯科補綴学	歯の欠損の原因と治療法及びそのメンテナンスについての知識を習得する	1 前後	30	1	○		△	○			○
26	○		発達歯科学（小児歯科学）	小児についての理解と関連する疾病、疾患及びその治療法についての知識を習得する	2 前後	30	1	○			○			○
27	○		口腔外科学	顎、口腔領域の疾患についてとその治療法についての知識を習得する	1 前後	30	1	○	△		○			○

28	○		歯科矯正学	顎、顔面の成長及び不正咬合の理解とその治療法についての知識を習得する	2 前後	30	1	○			○		○
29	○		高齢者口腔保健学	高齢者の理解と関連する疾患とその治療法及びリハビリテーションについての知識を習得する	2 前後	15	1	○			○		○
30	○		障害者口腔保健学	障害者の理解と関連する疾患とその治療法及びリハビリテーションについての知識を習得する	2 前後	15	1	○			○		○
31	○		歯科予防処置論 I	歯科予防処置の概念と基本的な知識を習得する	1 前後	60	2	○		△	○	○	
32	○		歯科予防処置論 II	歯・口腔の健康状態を把握し歯周組織検査、予防処置使用器具の基本的操作法を習得する	2 前後	60	2	△		○	○	○	
33	○		歯科予防処置論 III	対象者別の予防処置の計画を立案し実際に実行、操作することができるようになる	3 前後	90	3	○		△	○	○	
34	○		う蝕予防処置	う蝕の基礎知識と予防法について学びその技術を習得する	2 前後	30	1	○		△	○	○	
35	○		歯科保健指導論 I	健康と疾病の概念の理解と口腔の健康増進・維持のための知識・技術を習得する	1 前後	60	2	○		△	○	○	
36	○		歯科保健指導論 II	対象別（ライフステージ別）の口腔衛生指導・メンテナンスについて習得する	2 前後	60	2	○		△	○	○	
37	○		歯科保健指導論 III	集団保健指導を行うにあたっての計画立案・準備・実施の課程を習得する	3 前	90	3	○		△	○	○	
38	○		食事指導法	口腔保健と生活習慣の関連についてと栄養について理解し対象者別に食生活指導を行うための知識を習得する	2 前後	30	1	○			○		○
39	○		口腔リハビリテーション論	口腔機能管理の意義と目的を知り全身疾患との関連の理解とリハビリテーションについての知識を習得する	3 前	30	1	○		△	○		○
40	○		歯科診療補助論 I	歯科診療における診療補助の基礎、基本的な技術を習得する	1 前後	60	2	○		△	○	○	
41	○		歯科診療補助論 II	歯科診療補助、介助について臨床に対応し得る技術を習得する	2 前後	30	1	○		△	○	○	
42	○		歯科診療補助論 III	基本的技術の反復練習を行い臨床での対応応力を習得する	3 前	90	3	○		△	○	○	

43	○		感染予防法	医療安全管理について理解し感染対策の定義・方法についての知識を習得する	1 前後	30	1	○			○		○		○
44	○		臨床検査法	一般臨床検査の目的・倫理と安全について理解し検査の種類と検査値の評価についての知識を習得する	2 前後	30	1	○			○		○		○
45	○		救急法・救急蘇生法	全身管理とモニタリングバイタルサインについて理解し、救急救命処置について習得する	2 前後	15	1	○		△	○	○			
46	○		歯科放射線学	放射線についての理解、使用器具、撮影法、写真処置と画像管理について習得する	2 前後	30	1	○		△	○		○		
47	○		臨地実習 I	歯科診療の現場を知り歯科治療の実際と歯科衛生士業務の実際を知る	2 前後	495	11			○	○	○	○	○	
48	○		臨地実習 II	歯科診療の現場を知り歯科治療の実際と歯科衛生士業務の実際を知る	3 前後	405	9			○	○	○	○	○	
49		○	介護技術の基礎 I	介護技術の全般を学び要介護者が主体性を維持できるよう基礎を身に付ける I	2 前後	15	1	○		△	○			○	
50		○	介護技術の基礎 II	介護技術の全般を学び要介護者が主体性を維持できるよう基礎を身に付ける II	2 前後	15	1	○		△	○			○	
51		○	介護技術の応用 I	介護の役割を深く理解し A D L の自立性の向上、個別性の尊重、自己決定の尊重を意識して質の高い介護が行えるようになる I	3 前後	15	1	○		△	○			○	
52		○	介護技術の応用 II	介護の役割を深く理解し A D L の自立性の向上、個別性の尊重、自己決定の尊重を意識して質の高い介護が行えるようになる II	3 前後	15	1	○		△	○			○	
53		○	キャリアデザイン I	終局面接試験において求められるビジネスマナーの基礎を学ぶ	2 前後	30	2	○			○			○	
54		○	キャリアデザイン II	医療法人（会社）などの組織を理解し、最低限身につけなければならないスキルの学習	3 前後	30	2	○			○			○	
55		○	卒業研究	3年間の学習の振り返りを行い学習理解をより深めると共に歯科衛生国家試験対策を行う	3 前後	150	10	○			○	○			
合計					55	科目								2730 単位 (単位時間)	

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>修業年限以上在学し、学科の定める授業時間以上履修、かつその該当する所定の授業科目及び単位数を修得し、最終学年の終わりに行われる卒業審査に合格した者について、校長が行う。また、次に掲げる3項目に基づき、校長がこれを認定する。</p> <p>卒業要件 :</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 履修時間の出席率 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、および実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定をしないこととする。 (2) 授業科目ごとの学業成績 (3) 実習先施設の評価 	1学年の学期区分	2期
<p>履修方法 : 必修科目は必ず履修し、選択必修科目は別に定める別表に従い系統別に履修する。</p>	1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。